



議案第百十八号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年十二月二十三日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を次のように改める。

（住居手当）

第四条の二 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 自から居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）
- 二 その所有に係る住宅（これに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

附 則

この条例は、規則で定める日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。